

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の拡充・延長
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税 16) (法人住民税、事業税:義、個人住民税、事業所税:外)(地方税 13) 【新設・ 拡充 ・ 延長 】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>1. 現行制度</p> <p>(ア). 国税((1)または(2)のいずれかを選択)</p> <p>(1) 投資税額控除(法人税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗じた額を法人税額から控除できる。 ア. 機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が 100 万円を超えるもの: 15% イ. 建物及びその附属設備の取得価額合計額が 1,000 万円を超えるもの: 8% <ul style="list-style-type: none"> ・控除額限度は法人税額の 20%、繰越税額控除 4 年、取得価額上限は 20 億円 ・対象となる建物附属設備は、建物と同時取得したものに限定。 <p>(2) 特別償却(法人税、所得税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する設備を新・増設した青色申告者は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗じた額を、普通償却限度額(または所得税法の規定による償却費)に加え、法人税額(または所得税額)から償却できる。 ア. 機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が 100 万円を超えるもの: 34% イ. 建物及びその附属設備の取得価額合計額が 1,000 万円を超えるもの: 20% <ul style="list-style-type: none"> ・取得価額上限は各事業年度当たり合計 20 億円 ・対象となる建物附属設備は、建物と同時取得したものに限定。 <p>イ. 地方税</p> <p>(1) 個人住民税、法人住民税及び事業税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する(自動連動)。 <p>(2) 事業所税(那覇市のみ)</p> <p>沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する施設を那覇市に新設した青色申告法人は、次の場合、事業所税のうち、資産割の課税標準となるべき事業所床面積を 2 分の</p>

		<p>1として5年間計算。</p> <p>2. 拡充要望</p> <ul style="list-style-type: none"> 投資税額控除及び特別償却に係る建物及びその附属設備の同時取得要件の撤廃。 <p>3. 延長要望</p> <p>適用期限(平成29年3月31日)を5年間延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>沖縄振興特別措置法 第36条、第37条</p> <p>租税特別措置法 第42条の9、第45条、第60条、第68条の13、第68条の27、第68条の63</p> <p>租税特別措置法施行令 第27条の9、第28条の9、第36条、第39条の43、第39の56、第39条の90</p> <p>租税特別措置法施行規則 第20条の4、第20条の16、第21条の18、第22条の26、第22条の37、第22条の61</p> <p>地方税法 附則第33条</p> <p>地方税法施行令 附則第16条の2の8</p>
4	担当部局	内閣府 政策統括官(沖縄政策担当)付 産業振興担当参事官室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成24年度～33年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年度 産業高度化地域 創設 平成19年度 産業高度化地域 延長 平成24年度 産業高度化地域 廃止 <p>産業高度化・事業革新促進地域 創設 対象地域が13市町村から全市町村に拡大 投資税額控除の適用対象の機械等の下限取得価格の引下げ(1,000万円超→500万円超)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度 機械等下限取得価格の引下げ(500万円超→100万円超)
7	適用又は延長期間	5年間(平成29年度～平成33年度)
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>沖縄は、広大な海域や豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品の開発や新たな事業の創出において高い優位性・潜在性を有している。</p> <p>このため、産業高度化・事業革新に資する企業や製造業等の集積、当該企業等による設備投資や研究開発等を促進することで、沖縄の優位性・潜在性を活かした産業イノベーションを促進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、もって沖縄における自立型経済の発展を目指す。</p>

《政策目的の根拠》

○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)

(目的)

第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自律的發展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

十 産業高度化・事業革新促進事業 産業高度化(事業者の製品若しくは役務の開発力、生産若しくは役務の提供に関する技術又は経営の能率が向上することをいう。以下同じ。)又は事業革新(沖縄の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは鉱工業品又は当該鉱工業品の生産に係る技術の活用により新たな事業を創出し、又は新たな需要を相当程度開拓することをいう。以下同じ。)に特に寄与すると認められる業種として政令で定めるものに属する事業をいう。

(産業高度化・事業革新促進計画の作成等)

第三十五条 沖縄県知事は、産業高度化及び事業革新を促進するための計画(以下「産業高度化・事業革新促進計画」という。)を定めることができる。

2 産業高度化・事業革新促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進することにより、その地域における製造業等その他の事業を行う者の産業高度化又は事業革新が相当程度図られると見込まれる地域であって、当該産業高度化又は事業革新を効果的に図るため必要とされる政令で定める要件を備えているもの(以下「産業高度化・事業革新促進地域」という。)の区域

三 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進するため沖縄県が産業高度化・事業革新促進地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容

3～7 (略)

(産業高度化・事業革新措置実施計画の認定等)

第三十五条の三 提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内において製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業を営む者は、産業高度化・事業革新措置(製造業等の産業高度化若しくは事業革新に必要な施設の整備その他の措置又は産業高度化・事業革新促進事業に必要な施設の整備その他の措置をいう。以下この条及び次条において同じ。)の実施に関する計画(以下この条において「産業高度化・事業革新措置実施計画」という。)を作成し、当該産業高度化・事業革新措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。

2～7 (略)

		<p>○沖縄振興基本方針(平成24年5月11日 内閣総理大臣決定)</p> <p>II 沖縄の振興の意義及び方向 2 沖縄振興の方向 (1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展 アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。 特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>III 沖縄の振興に関する基本的な事項 1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項 (4) 産業イノベーションの推進 沖縄は、広大な海域と豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品開発や新たな事業を創出する高いポテンシャルを有している。 沖縄のポテンシャルを活用した産業イノベーションを推進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、沖縄の地域資源を活用した新事業の創出、企業の商品開発力・技術力の向上等を目指す。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】11 沖縄政策の推進 【施策】① 沖縄政策に関する施策の推進</p>
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成 33 年度 ・税を活用した企業数 92 社 ・税を活用した設備投資額 360 億円</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置を通じて、企業の開発力・生産技術の向上や新事業創出等に資する設備投資を誘発するとともに、減税による余力を更なる設備投資や研究開発に活用していくことで、企業のイノベーションが次のイノベーションを呼び、より高付加価値な製品等の創出につながる。</p> <p>また、製造業だけでなく、デザイン業や計量証明業などものづくり産業を支える、いわゆるサポーター産業においても、活発な設備投資を促すことで、製造業の高度化や新たな事業創出を促進していく。</p> <p>このように、製造業やサポーター産業の設備投資を通じて、イノベーションを活性化していくことで、県内のものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図っていく。</p>

9	有効性等	① 適用数等	<p>1. 税制優遇措置の適用状況 国税及び地方税の特例措置の適用状況</p> <p style="text-align: right;">(単位: 件、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H24 年度</th> <th>H 25 年度</th> <th>H 26 年度</th> <th>H27 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">投資税額控除</td> <td>適用件数</td> <td>6</td> <td>25</td> <td>31</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>201</td> <td>561</td> <td>354</td> <td>357</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別償却</td> <td>適用件数</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>29</td> <td>146</td> <td>86</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法人住民税</td> <td>適用件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>40</td> <td>103</td> <td>65</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">個人住民税</td> <td>適用件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事業税</td> <td>適用件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>4</td> <td>12</td> <td>8</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事業所税</td> <td>適用件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、平成 24 年度から平成 26 年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。 ※地方税(法人住民税・個人住民税・事業税の自動連動分)について、平成 24 年度から平成 26 年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。 ※地方税(事業所税)及び平成 27 年度の国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。 ※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。 ※事業税に地方法人特別税を含んでいる。 ※事業所税については那覇市のみの措置。 ※算定できないものについては、「—」と記載。</p> <p>※ 今後は、平年度について投資税額控除 約 7.6 億円、特別償却 約 2.1 億円の適用額を見込む。(上記達成目標実現等の仮定のもとでの試算。)</p>			H24 年度	H 25 年度	H 26 年度	H27 年度	投資税額控除	適用件数	6	25	31	18	適用額	201	561	354	357	特別償却	適用件数	2	5	4	7	適用額	29	146	86	106	法人住民税	適用件数	—	—	—	—	適用額	40	103	65	—	個人住民税	適用件数	—	—	—	—	適用額	—	—	—	—	事業税	適用件数	—	—	—	—	適用額	4	12	8	—	事業所税	適用件数	0	0	0	—	適用額	0	0	0	—
				H24 年度	H 25 年度	H 26 年度	H27 年度																																																																				
投資税額控除	適用件数	6	25	31	18																																																																						
	適用額	201	561	354	357																																																																						
特別償却	適用件数	2	5	4	7																																																																						
	適用額	29	146	86	106																																																																						
法人住民税	適用件数	—	—	—	—																																																																						
	適用額	40	103	65	—																																																																						
個人住民税	適用件数	—	—	—	—																																																																						
	適用額	—	—	—	—																																																																						
事業税	適用件数	—	—	—	—																																																																						
	適用額	4	12	8	—																																																																						
事業所税	適用件数	0	0	0	—																																																																						
	適用額	0	0	0	—																																																																						
② 減収額	<p>平成 24 年度以降の減収額の実績</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度</th> <th>平成 26 年度</th> <th>平成 27 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>208</td> <td>598</td> <td>376</td> <td>430</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 24 年度から平成 26 年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)における活用実績に基づいて試算。平成 27 年度については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査結果における活用実績に基づいて試算。</p> <p>・ 今後は、平年度で約 8.6 億円の減収額を見込む。(上記達成目標実現等の仮定のもとでの試算。)</p>		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	減収額	208	598	376	430																																																																
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度																																																																							
減収額	208	598	376	430																																																																							

③ 効果・税
収減是認
効果

《効果》

1. 達成目標の実現状況

税の活用企業数(実績) (単位:件)

	H24	H25	H26	H27
投資税額控除	6	25	31	18
特別償却	2	5	4	7
合計	8	30	35	25

※ 税制上の優遇措置を活用した企業の実績。

※ 平成 24 年度から平成 26 年度までは、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書から引用。平成 27 年度については、沖縄県による認定企業へのアンケート調査結果から引用。

税を活用した設備投資額 (単位:百万円)

	H24	H25	H26	H27
機械装置等	4,625	9,617	12,974	7,118
建物等	521	1,511	1,599	2,375
合計	5,146	11,128	14,573	9,493

※ 税制上の優遇措置を活用した設備投資額の実績。特別償却を活用した設備投資については、償却額から試算。

※ 沖縄県による認定企業へのアンケート調査結果から引用。

平成 24 年度に産業高度化・事業革新促進制度を創設し、当該年度は税制の活用状況が8社、設備投資約 50 億円にとどまったが、制度の実施体制の整備や周知効果等もあって平成 25 年度以降は順調に活用されている。具体的には、本特例措置を活用して、平成 25 年から平成 27 年まで、年平均約 117 億円の産業高度化・事業創出に向けた設備投資が行われた。

同時取得要件を撤廃した場合の効果:

製造業等において、クリーンルームをはじめとする精緻に環境管理ができる設備など、高度な建物附属設備を整備することが、企業が高付加価値な製品やサービスの創出するために重要となってきている。

沖縄県においても、ものづくり産業の高付加価値化を促進するためには、製造業やバイオ関連企業等においてクリーンルームを新たに導入する場合等、既存の施設を高度化してイノベーションの促進を図る企業を後押ししていくことが肝要。

そのため、現行の対象設備に加えて、建物附属設備を建物とは別に取得する場合についても、税制措置を通じて支援することで、企業の設備投資を活性化し、産業の高度化や事業創出に寄与する。

(平成 28 年度以降の見込み)

活用企業数及び設備投資額の見込み (単位:社数、百万円)

	H28	H29	H30	H31	H32	H33
企業数	42	49	57	67	78	92
設備投資額	16,424	19,161	22,290	26,200	30,501	35,976

※ 企業数については、本制度を活用して設備投資を実施する推定企業数。

※ 設備投資額については、当該活用企業における想定設備投資額。平成 25 年度から平成 27 年度までの 1 活用企業あたりの平均設備投資額をもとに、1 企業あたり 3.9 億円設備投資を実施すると仮定。

2. 所期の目標の実現状況

沖縄 21 世紀ビジョン実施計画では、沖縄県の製造品出荷額(石油製品を除く)を、目標年度である平成 33 年度に 5,600 億円とすることを掲げており、前回の要望時には当該金額を目標として設定していた。

平成 26 年度の工業統計調査実績では、沖縄県における製造品出荷額(石油製品を除く)は 4,147 億円であり、H24 年 3,707 億円、H25 年 3,972 億円と増加しており、微増ながら順調に推移している。

3. 所期の目標の変更について

前回の事前評価時での点検結果では、「本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するかが明らかでなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度を明らかにする必要がある。」という指摘を受けたため、新たに測定指標を設定し直したところである。

4. 租税特別措置等による波及効果

本制度の活用を通じて、上述のとおり平成 25 年から平成 27 年までに年平均約 117 億円の設備投資が新たに実施され、当該設備投資によって、企業の開発力・生産技術の向上や新事業開発に寄与し、沖縄県内のものづくり産業の高度化・高付加価値化に貢献した。

具体的には、沖縄県の製造業における従業員一人当たりの製造業出荷額は平成 24 年 15.8 百万円から平成 26 年には 17.2 百万円に増加し、県内のものづくり産業の生産性が向上したことが確認できる。

しかしながら、一人当たりの製造業出荷額は、全国平均の約 4 割にとどまっており、今後とも税制を通じて、企業のイノベーションに資する設備投資を促進し、生産性を更に向上していくことが求められる。

<参考:生産性の推移>

従業員一人当たりの製造業出荷額(石油石炭製造業を除く)

(百万円)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
沖縄	15.8	16.8	17.2
全国	36.7	37.2	38.8

(平成 26 年)全国の生産性に対する沖縄の生産性割合: 44.3%

※従業員 4 人以上の事業所における統計。

※「工業統計調査」(経済産業省)のデータに基づいて内閣府で計算。

5. 制度が延長できない場合の影響

沖縄県の製造業は、本土経済圏から遠隔地に位置し、島嶼経済特有の輸送コストの高さや市場規模の狭さ等の不利性により、全国と比較して振興が立ち遅れている。具体的には、沖縄県の製造業出荷額は順調に伸びているものの、平成 25 年の実質県内総生産に製造業の占める割合は 5.2%で、全国平均の 20.9%と比べると大きくかい離がみられる。また、上述のとおり沖縄県内の製造業の生産性は全国の 4 割程度にとどまっており、ものづくり産業の育成・振興のためには、生産性の向上が急務であると考えられる。

そのため、今後、沖縄の製造業が脆弱な産業構造を是正し、自立型経済の

			<p>構築に向けた競争力のあるものづくり産業を振興するためには、製造業とそのサポート産業において、製品開発力や事業創出等に資する設備投資をより一層活性化するとともに、当該設備投資を通じて生産性を向上していくことが肝要。</p> <p>本特例措置が拡充・延長なされない場合は、沖縄県の製造業やサポート産業における設備投資に対するインセンティブ措置が失われ、企業の投資意欲が削がれることで、企業が開発力・技術力の向上や新たな事業創出に向けた投資が停滞することにつながる。こうした設備投資の停滞は、生産性の減少やイノベーションの後退につながり、沖縄県のものづくり産業の基盤となる製造業等の振興が阻害されることとなる。</p>
			<p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>本特例は、企業が開発力・生産技術の向上や地域資源を生かした新事業の創出に向けた工場の設立や高度な機械装置の導入等に対する設備投資を実施するインセンティブ措置として作用している。具体的には、平成 25 年度から平成 27 年度までの間に、税を活用して年平均 117 億円の設備投資が実施されている。</p> <p>企業が税をインセンティブに設備投資を実施し、またその減税による余力を更なる設備投資や研究開発に活用することで、イノベーションの促進や新たな事業創出につながり、ひいては、県内のものでづくり産業の基盤となる製造業等の振興に寄与している。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、沖縄県のものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図るために、産業高度化又は事業革新に資する事業を対象としており、投資を促進するものである。</p> <p>また、対象業種の事業者のうち、税の活用には際しては、設備投資内容が開発力・技術力の向上に資するのかが設備投資内容や規模について事前に県の認定を受ける必要があるため、無差別に特例が適用されることがなく、自助努力により利益を上げ、更なる成長を求めて高度な設備投資を行うような企業に支援対象を限定している。</p> <p>加えて、補助金は、自己資金による設備投資ではないということに起因する過剰投資や無駄遣い等のモラルハザードを生じる可能性がある。</p> <p>そのため、相対的に考えて、本特例措置は、必要最小限で的確な措置となっている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>沖縄県では、本制度のほか、一括交付金等を活用して、産学連携の共同研究、人材育成や開発支援事業等を行い、沖縄のものづくり産業の高度化を支援している。</p> <p>そのため、本制度を通じて、企業が自助努力により利益をあげ、更なる成長を求めて高度な設備投資を行うことを後押しするとともに、県の研究開発や人材育成事業等を通じて、沖縄県の高度なものづくり産業の土台となる「知」の向上を図り、相乗的にものでづくり産業の育成・高度化を支援している。</p>

		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	本制度は沖縄県からの要望も踏まえて拡充要望するものであり、国税に自動連動等する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 25 年8月(内閣 22)

産業高度化・事業革新促進地域における減収額・適用見込み(試算)

○産業高度化・事業革新促進地域における租税特別措置について 5 年間延長した場合の減収見込みについて、下記の通り試算。

1. 適用実績

(単位: 件、百万円)

項 目	投資税額控除		特別償却			減収額 合計
	件数	適用額 (減収額)	件数	適用額	減収額	
26 年度	31	354	4	86	22	376
27 年度	18	405	7	106	25	430
合計	49	759	11	192	47	806
年平均	25	380	6	96	24	404
1 件あたりの 適用額	15		17			

※平成 26 年度は租税特別措置の適用実態調査結果、平成 27 年度は沖縄県のアンケート調査に基づく。

※法人税率については、平成 26 年度は 25.5%、平成 27 年度は 23.9%として試算。

2. 計画認定企業数

(単位: 件、%)

項 目	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計	
				3 年	直近 2 年
企業数	36	42	49	127	91
増加数	13	6	7	26	13
増加率	56.5%	16.7%	16.7%	25.7%	16.7%

※沖縄県のアンケート調査に基づく。

3. 平成 28 年度以降の見込み

(1) 現行制度分

仮定①: 1 年度あたり、計画認定企業が 16.7%(過去 2 年間の増加率)増加する。

※ 平成 24 年度については、計画認定制度の初年度であり、計画認定企業数が少なく、平成 25 年度の増加率が高いことから平成 26 年度以降の 2 年間の増加率を採用する。

仮定②: 適用実績から、計画認定企業が投資税額控除を適用する割合は 53.8%とする。

※ 投資税額控除件数 49 件 ÷ 計画認定企業数 91 件 = 53.8%

仮定③: 適用実績から、投資税額控除 1 件当たりの控除額は 15 百万円とする。

※ 投資税額控除額 759 百万円 ÷ 投資税額控除件数 49 件 = 15 百万円

仮定④: 適用実績から、計画認定企業が特別償却を適用する割合は 12.1%とする。

※ 特別償却件数 11 件 ÷ 計画認定企業数 91 件 = 12.1%

仮定⑤: 適用実績から、特別償却 1 件当たりの控除額は 17 百万円とする。

※ 特別償却額 192 百万円 ÷ 特別償却件数 11 件 = 17 百万円

○以上の仮定に基づき、各年度の減収額・適用見込みを試算。

(単位: 件、百万円)

年度	認定企業数	投資税額控除		特別償却			減収額見込み (③+⑥)
	① 件数	② 件数 (①×53.8%)	③ 適用額 (減収額) (③×15)	④ 件数 (③×12.1%)	⑤ 適用額 (④×17)	⑥ 減収額 (⑤×税率)	
平成 28	57	31	465	7	119	28	493
平成 29	67	36	540	8	136	32	572
平成 30	78	42	630	9	153	35	665
平成 31	91	49	735	11	187	43	778
平成 32	106	57	855	13	221	51	906
平成 33	124	67	1,005	15	255	59	1,064
合計	523	282	4,230	63	1,071	248	4,478
平年度	<u>87</u>	<u>47</u>	<u>705</u>	<u>11</u>	<u>179</u>	<u>41</u>	<u>746</u>

※法人税率については 29 年度までは 23.4%、30 年度以降は 23.2%として試算。

(2) 拡充分

仮定①: 計画認定企業の 18.3%が建物に投資する。

※ 沖縄県が認定企業に対して行ったアンケート調査では、71 社中 13 社(18.3%)が建物に投資をしている。

仮定②: 附属設備のみに投資する企業は建物に投資する企業の 42.9%とする。

※ 沖縄県において、新築と増築の比率は 7:3(建築着工統計(27 年度・国土交通省))であったことから、建物に投資した企業の 42.9%が附属設備に投資すると仮定。

仮定③: 当該投資における 1 件当たりの投資額は 127 百万円とする。

※ 沖縄県が認定企業に対して行ったアンケート調査では、建物及びその附属設備に対する平均投資額は 253 百万円であり、沖縄県の新築と増築の投資金額比が 2:1(建築着工統計(平成 27 年度・国土交通省))であることから、1 件当たりの投資額は 127 百万円とする。

仮定④: 当該投資の内、81.7%が投資税額控除を適用し、18.3%が特別償却を適用する。

※ 投資税額控除適用件数 49 件と特別償却適用件数 11 件を比率で案分すると投資税額控除 81.7%、特別償却 18.3%となる。

○以上の仮定に基づき、各年度の 拡充分の 減収額・適用見込みを試算。

(単位: 件、百万円)

年度	認定企業数	建物に投資した企業	増加企業数	投資税額控除			特別償却				減収額見込み (③+⑥)
	① 件数	② 件数 (①×18.3%)	③ 件数 (②×42.9%)	④ 件数 (③×81.7%)	⑤ 投資額 (④×127)	⑥ 適用額 (減収額) (⑤×8%)	⑦ 件数 (③×18.3%)	⑧ 投資額 (⑦×127)	⑨ 適用額 (⑧×20%)	⑥ 減収額 (⑤×税率)	
平成 28	57	10	4	3	381	30	1	127	25	6	36
平成 29	67	12	5	4	508	41	1	127	25	6	47
平成 30	78	14	6	5	635	51	1	127	25	6	57
平成 31	91	17	7	6	762	61	1	127	25	6	67
平成 32	106	19	8	7	889	71	1	127	25	6	77
平成 33	124	23	10	8	1,016	81	2	254	51	12	93
合計	523	95	40	33	4,191	335	7	889	176	42	377
平年度	<u>87</u>	<u>16</u>	<u>9</u>	<u>6</u>	<u>699</u>	<u>56</u>	<u>2</u>	<u>148</u>	<u>29</u>	<u>7</u>	<u>63</u>

※法人税率については 29 年度までは 23.4%、30 年度以降は 23.2%として試算。

(3) 合計

年度	推計企業数	投資税額控除		特別償却			減収額見込
		件数	適用額	件数	適用額	減収見込額	
平成 28	61	34	495	8	144	64	559
平成 29	72	40	581	9	161	79	660
平成 30	84	47	681	10	178	92	773
平成 31	98	55	796	12	212	110	906
平成 32	114	64	926	14	246	128	1,054
平成 33	134	75	1,086	17	306	152	1,238
合計	563	315	4,565	70	1,247	625	5,190
平年度	<u>94</u>	<u>53</u>	<u>761</u>	<u>12</u>	<u>208</u>	<u>104</u>	<u>865</u>

○従って、要望書における「平年度の減収見込み額」は、上記の 865 百万円)から「制度自体の減収額(376 百万円)」をマイナスし、「489 百万円」と試算。

※「制度自体の減収額」については、『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書』(平成 26 年度)を基に推計。